

令和8年度群馬県フリースクール等支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 令和8年度群馬県フリースクール等支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、UniPath（不登校）児童生徒等（以下「児童等」という。）への学習支援や居場所づくりなどの支援を充実し、児童等が自ら社会とつながろうとする力を高められるよう、フリースクール等民間施設（以下「施設」という。）に対する事業補助を実施することを目的とする。

2 この要綱において児童等とは、県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部に在籍している児童生徒であって、何らかの心理的、情緒的、身体的、又は社会的要因・背景により登校せず、又はしたくともできない状況にあり、年度間に30日以上欠席したもの（病気や経済的理由による場合を除く。）をいう。ただし、同様の状況にある高等学校等の生徒及び学校等に在籍していない18歳未満の青少年も対象に含める。

(補助の対象)

第3条 この補助金の交付の対象となる者は、法人・個人を問わず、第4項に掲げる施設を運営する者（以下「事業者」という。）とし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 県税が完納されていること
- (2) 政治活動又は宗教活動を主たる目的としていないこと
- (3) 過去に支援対象者に対する体罰や虐待、性加害、その他人権侵害行為等を行った職員がいないこと
- (4) 公序良俗に反する活動を行っていないこと
- (5) 県内に施設の管理責任者を配置していること

2 前項の事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者
- 3 第1項の事業者は、自己又は自社の役員等及び被雇用者が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。
- (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）。以下「入管法」という。）による不法就労者
 - (2) 入管法による不法就労を助長する者
- 4 補助の対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
- (1) 県内に所在していること（オンラインのみの事業形態も可とする）
 - (2) 児童等に対する相談・支援を行うことを主たる目的としていること
 - (3) 児童等への相談・支援体制が明示されていること
 - (4) 施設として運営者の親族以外の通所者に対して1年間以上の相談・支援の実績があること
 - (5) 年間を通して、指導に必要な職員を複数人（代表者を含む）有していること
 - (6) 児童等の在籍校において、指導要録上出席扱いと認められている通所者がいること
 - (7) 原則、週3日以上、平日の日中に相談・支援を行っていること
 - (8) 月1回程度、保護者及び在籍校への適切な情報提供がなされていること
 - (9) 入会金、授業料（月額・年額等）が明確であること
 - (10) 施設環境が児童等の安全面・健康面での配慮が十分なされていること

（補助の対象経費及び補助率等）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助上限額は、補助区分ごとに次の表のとおりとする。

補助区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
基本 枠 運 営 費	補助対象施設の管理・運営に係る経常的な経費 (1) 人件費 ・ 従事する常勤又は非常勤の職員の給与・賃金（基本給等） (2) 賃借料 ・ 施設の地代・家賃 ・ システム・機器等の借上料 (3) 光熱水通信費 ・ 施設の光熱費、インターネット使用	2分の1 以内	1施設当たり 50万円

	<p>料、電話料金等</p> <p>(4) 広報費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設のホームページ作成・管理費 ・チラシの印刷・配布等の経費 <p>(5) 雑費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設運営に係る消耗品費等 <p>その他県教育長が必要と認める経費</p>		
事業費	<p>補助対象施設で実施する児童等の多様な学びへの支援に係る経費</p> <p>(6) 学習支援費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備品費（学習で使用するPC等）、教材費、図書費、印刷製本費、デジタル教材の利用料等 <p>(7) 体験活動費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部運動施設利用料、車両借上料、備品費（楽器・スポーツ用具等）、傷害保険料、文化施設等入場料 <p>(8) 外部講師招へい費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・謝金、旅費 <p>(9) 支援力向上費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員研修等の開催費、外部研修への参加費 <p>補助対象施設の安全性・環境向上に資する経費</p> <p>(10) 安全管理費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象施設の防犯対策に係る経費 ・補助対象施設の事故・防災対策費 <p>(11) 施設環境改善費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備品費（冷暖房器具等） <p>その他県教育長が必要と認める経費</p>	2分の1以内	1施設当たり 上記運営費を併せて100万円
上乗せ支援枠	<p>基本枠の交付施設で実施する児童等の多様な学びへの支援に係る新たな取組で次の各要件を満たすと認められる事業に要する経費</p> <p>(1) 独自性又は新規性が認められる取組</p> <p>(2) 持続可能な施設運営・経営基盤強化につながる取組</p>	2分の1以内	1事業者当たり 令和5年度～令和8年度までの間で300万円

2 補助対象施設に他の事業所等（生活の場を含む。）が併設又は建物等を共用する場合は、補助対象施設に係る経費を他の事業所等に係る経費と明確に区分して算出するものとする。ただし、次号で掲げる容易に区分することができない経費又は区分することによって経済的な合理性が損なわれる経費については、補助対象施設以外に係る費用を差し引く

か按分等合理的な方法により金額を区分することで補助対象経費として計上できるものとする。

- (1) 補助対象施設の職員が他の事業所等の業務を兼ねて従事している場合の人件費
 - (2) 補助対象施設を他の事業所等と共用している場合のその家賃・光熱水通信費
 - (3) その他の経費で他の事業所等と共用しているもの
- 3 国・地方公共団体の他の補助金を第1項の経費の一部に充当する場合は、他の補助金の補助の対象となる経費を控除した額を補助対象経費とする。

(補助金の額等)

- 第5条 補助金の額は、前条第1項の表の「基本枠」「上乗せ支援枠」の補助区分ごとに、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。ただし、同表で定める限度額を上限とし、予算の範囲内においてこれを交付する。
- 2 前項により算定した補助額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を補助額とする。
 - 3 補助金の交付対象期間は、補助金の交付決定のあった年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

(申請の手続)

- 第6条 事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)を別に定める期日までに県教育長に提出しなければならない。

(交付の決定)

- 第7条 県教育長は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る審査及び必要に応じて現地調査等により、その内容を審査のうえ、適当であると認められる場合には、補助金の交付を決定し、様式第2号により交付対象者(以下「補助事業者」という。)に通知するものとする。
- 2 県教育長は、補助金の適正な交付を行うために必要があるときは、その交付の申請に係る事項について、修正を加えて交付の決定をすることができる。
 - 3 県教育長は、第4条第1項に掲げる上乗せ支援枠の申請に係る審査のため、審査会を設置することができる。
 - (1) 審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、県教育長が別に定める。

(交付条件)

- 第8条 この補助金の交付の決定には、次の条件その他県教育長が必要と認める条件を付すものとする。
- (1) 前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、申請を取り下げる場合には、交付決定通知を受けた日から15日以内に申請取下げ書(様式第3号)を県教育長に提出すること。

- (2) 補助事業者が第6条により申請し交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合は、あらかじめ、変更承認申請書（様式第4号）を県教育長に提出し、様式第5号により承認を受けること。
 - (3) 補助事業を中止（又は廃止）する場合は、中止（又は廃止）承認申請書（様式第6号）を県教育長に提出し、様式第7号により承認を受けること。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定められている耐用年数を経過するまで、県教育長の承認を受けずに、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
 - (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、県教育長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合、その収入の全部又は一部を県教育長に納付させることがある。
 - (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- 2 補助事業の着手は、原則として補助金交付決定通知を受けて行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図るため、やむを得ない事情がある場合には、補助金交付決定前に着手（以下、「交付決定前着手」という。）することができる。
 - 3 補助事業者は、前項の交付決定前着手を行う必要がある場合には、補助金交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で、様式第8号による補助金交付決定前着手届をあらかじめ提出するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了の日から一月以内又は翌年度の4月5日のいずれか早い期日までに補助金実績報告書（様式第9号）を県教育長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定、交付、返還）

- 第10条 県教育長は、前条の規定による補助金実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査し、必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第10号により補助事業者に通知するものとする。
- 2 県教育長は前項の規定により、交付すべき補助金の額を確定したときは、精算払により補助金を交付するものとする。ただし、補助金の額の確定の前においても、県教育長が必要と認めるときは、概算払により交付することができる。
 - 3 前項の規定により、補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第11号）を県教育長に提出しなければならない。
 - 4 県教育長は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当と

認めるときは、前条の規定にかかわらず、補助金の全部又は一部について概算払の額を決定し、支払うことができる。

- 5 すでに確定額を超えて補助金の交付を受けているときは、補助事業者は、確定額を超えている部分に相当する額を、県教育長の定める期限内に返還しなければならない。

(交付決定の取消)

第11条 県教育長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令の規定に基づく県教育長の処分又は命令に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

(補助金の返還)

第12条 県教育長は、前条により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、補助事業者に既に補助金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る経理を明らかにした帳簿及び関係書類を補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(報告及び調査)

第14条 県教育長は、この補助金について必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は関係職員に調査させることができる。

(雑則)

第15条 この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。